

館山市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、館山市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

- (1) 名称：館山市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託
 - (2) 履行場所：館山市全域及び南房総市の一部
 - (3) 履行内容：別添「館山市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
 - (4) 履行期間：委託契約締結日から令和2年3月30日まで
 - (5) 提案上限額：4,246,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする
- ※上記（5）における消費税率は、10%としている

3 委託業務の趣旨・目的及び公募型プロポーザル方式採用の理由

館山市では人口減少・少子高齢化が進行しており、公共交通を取り巻く環境はより一層厳しさを増している。そこで、館山市が現在抱える公共交通に関する課題、たとえば既存の路線網や地域住民の移動手段における諸課題を解決し、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの確保につなげるためのビジョンを掲げる目的で、平成30年度及び今年度（令和元年度）の2ヵ年で地域公共交通網形成計画を策定することとした。平成30年度は、計画策定に必要な基礎調査（市民アンケートや関係団体等へのヒアリング調査など）として、ニーズや課題の把握及び分析を実施し、2年目となる今年度に、各種調査の結果や分析内容を踏まえた基本方針、目標、施策、実施事業の検討など、計画案の策定を行うこととしている。

計画の策定においては、館山市の公共交通の実態や将来の情勢変化等を的確に把握し、将来にわたり有効かつ実効性のあるものとする必要があるため、公共交通の活性化やまちづくりに関する幅広い知識を有し、他の関連計画との整合性を図るとともに、地域ニーズについて専門的な調査を実施しながら計画策定を行っていくことが求められる。

したがって、本業務の遂行に当たっては、仕様に定められた内容を履行することにとどまらず、公共交通分野の事務に関する経験・知識や計画立案能力、計画を取りまとめる調整力等が必要となるため、単に価格の競争で選定するのではなく、公

募により複数の者から企画を提案してもらい、創造性、技術力、専門性等を審査の上、事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」にて実施することとする。

4 プロポーザル参加資格要件

- (1) 参加申請書（様式1）の提出期限日（令和元年5月22日）において、館山市入札参加資格者名簿の大分類「調査・計画」、中分類「交通関係調査」又は「地域計画」に登録していること。
- (2) この公告の日から決定の日までの間に、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象工事の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第15号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 配置予定技術者は、過去10ヵ年度（平成21年度から平成30年度まで）に以下の同種・類似業務の実績を有すること。
 - ・同種業務
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく「地域公共交通網形成計画」又は「地域公共交通再編実施計画」に係る調査及び策定支援業務
 - ・類似業務
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく「地域公共交通総合連携計画」に係る調査及び策定支援業務

5 事業スケジュール

項目	スケジュール（予定）
(1) 事業の告示・実施要領等公表	平成31年4月22日（月）
(2) 参加申請書及び提案書受付期間	平成31年4月22日（月）から令和元年5月22日（水）まで
(3) 質問書の受付期間	平成31年4月22日（月）から令和元年5月17日（金）まで
(4) 質問への最終回答予定日	令和元年5月20日（月）
(5) 参加資格審査結果通知	令和元年5月24日（金）

(6)プレゼンテーション審査	令和元年5月28日(火)
(7)業者選定結果の通知	令和元年5月30日(木)
(8)受注予定者との協議期間	令和元年5月30日(木)から 令和元年6月6日(木)まで
(9)契約締結予定日	令和元年6月7日(金)

6 事業の告示・実施要領等交付

本プロポーザルに係る事業告示日から、実施要領等資料を下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・館山市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・館山市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託公募型プロポーザル様式
- ・館山市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託仕様書

(2) 交付方法

館山市公式ホームページ内「しごと・産業情報/入札・契約/プロポーザル」からダウンロードすること。

《URL》<http://www.city.tateyama.chiba.jp/>

7 参加申請・提案書等の提出に関する事項

(1) 応募書類

- ・下記「提出書類一覧」のとおり

(2) 募集期間

平成31年4月22日(月)午前8時30分から

令和元年5月22日(水)午後5時15分まで

(3) 参加申請・提案書等提出方法

担当課へ持参もしくは郵送により提出すること。

※ 郵送の場合は、上記(2)募集期間内必着とする。また、配達記録が残る方法で郵送すること。

※ 持参の場合は、館山市役所閉庁日を除く各日の午前8時30分から午後5時15分の間に提出すること。

(4) 提案書等作成上の注意

- ・作成に当たっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。
- ・消費税率については、10%として積算すること。
- ・下記「提出書類一覧」のうち、(1)から(4)については正本1部を提出すること。(5)から(10)については、(3)の提案書表紙(様式2)に代表者印を押印した正本1部と副本9部(副本は会社名を抜いたもの)をそれぞれファイルで綴じて提出すること。

- ・サイズは日本工業規格によるA4判とすること。ただし、図表等についてはA3版を折り込んでも構わない。

○提出書類一覧

提出書類	留意事項
(1) 参加申請書 (様式1)	
(2) 契約実績を確認できる契約書の写し	
(3) 提案書表紙 (様式2)	所在地・会社名・代表者を記入し押印した上で鑑表紙とする。
(4) 会社概要書 (様式3)	会社パンフレット等、任意様式の添付も可とする。
(5) 業務実績 (任意様式)	直近10カ年の類似業務の契約実績を最大5件まで記載する。また、契約実績の内容が確認できる書類を(契約書の写し等)を添付すること。
(6) 業務実施体制 (任意様式)	本業務に係る予定の技術者全員について、担当する業務内容及び役割を記載する。
(7) 配置予定技術者調書 (任意様式)	配置予定技術者の氏名、経歴、実績等について記載する。なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付すること。
(8) 企画提案書 (任意様式)	本業務に対する基本的な考え方、取組方針を記載するとともに、仕様書に示す各調査項目について、具体的な実施内容及び業務フローを記載する。
(9) 業務工程表 (任意様式)	履行期間中における業務のスケジュールを記載する。
(10) 見積書 (任意様式)	合計金額のほか、積算内訳も記載する。

9 質問書の受付及び回答

本業務及びプロポーザルについて質問がある場合は、平成31年4月22日(水)午前8時30分から令和元年5月17日(金)午後5時15分までに質問書(様式4)を、電子メール又はファックスにより担当課へ提出するとともに、電話により担当課へ提出したことを連絡すること。

質問に対する回答については、令和元年5月20日(月)までに、館山市公式ホームページ内に掲載する。

10 参加資格の確認及びプレゼンテーション審査の詳細通知

提出された申請書等により参加資格を確認し、資格の有無及び参加資格を満たす業者のみプレゼンテーション審査当日の集合時刻等詳細を電話・ファックス等により連絡する。提案資格確認結果通知書(様式5)は、プレゼンテーション審査当日に手渡

す。なお、参加が認められなかった者に対しては、参加を認めない理由を記載して郵送する。

1.1 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、館山市地域公共交通網形成計画策定に係る調査業務委託受託候補者審査会（以下「審査会」）を設置し、審査会委員が、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、下記（2）の評価基準に対して、（3）の採点を行い、最高点を得た者を受託候補者として選定するものとする。小数点以下については、小数点第2位を四捨五入して算出する。最高得点者が2提案者以上になった場合は、審査会委員の協議により受託候補者を選定する。

なお、価格評価点（30点、自動計算）を除く評価項目の点数（70点）について、審査委員全員の平均点が42点（平均的な内容）未満の事業者は失格とする。

(2) 評価基準

【採点基準1】 30点 ※下記基準による自動採点を実施する		
評価項目	採点基準	配点
①見積額	・(最低提案額/提案額) × 30	30
【採点基準2】 10点		
評価項目	評価の視点	配点
②業務実施体制	・管理技術者等が適切に配置され、十分な遂行能力があるか。 ・本市との打ち合わせや問い合わせに的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制が組まれているか。	5
③業務実績	・本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。 ・他の地方公共団体等において、公共交通計画等の策定業務実績を有しているか。	5
【採点基準3】 60点		
評価項目	評価の視点	配点
④業務に対する考え方	・本業務の背景や目的、関係法令・市の上位計画等、仕様書の趣旨を理解しているか。	5
⑤実施手順	・業務の実施手順は効率的であり、実行性の高い提案となっているか。	10

⑥業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の地域特性や課題を的確に把握・整理した提案がなされているか。 ・計画策定に係る基本方針の立案や施策・事業等の検討手法が適切であるか。 ・広域的な公共交通ネットワーク構築や具体的な実施事業策定に関する検討手法が適切であるか。 	30
⑦独自提案等	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書等に定めるものに加え、計画策定や施策立案において独自の効果的な提案等があるか。 	10
⑧プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に取り組む意欲、積極性が感じられ、根拠や知識の裏付けなどにより説得力があるか。 ・コミュニケーション能力が高く、分かりやすく、明確に素早い対応ができるか。 	5
合 計		100

(3) 審査項目の採点基準

採点は、次に示す5段階評価による得点の付与を上記(2)に示す評価項目ごとに行い、合計得点を算定する。

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	平均的な内容である	各項目の配点×0.6
D	仕様は満たしているが、内容が乏しい	各項目の配点×0.4
E	提案ができていない	各項目の配点×0

12 プレゼンテーション審査について

本プロポーザルの審査は、審査会の委員が、本要領11で示す評価方法及び評価基準に基づいて提出書類及びプレゼンテーションの審査を行い、最も優れている提案を特定する。

なお、プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとする。

- ・プレゼンテーションの準備は5分以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は1事業者当たり15分以内とする。
- ・プレゼンテーションの実施終了後、約10分の質疑応答時間を設ける。
- ・プレゼンテーション会場への入場者は3名以内とし、発表は主任技術者等、本業務の主たる担当者が行うこと。

- ・プレゼンテーションは、提出書類を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は認めないものとする。
- ・プレゼンテーションに必要となるスクリーン、プロジェクター等は、本市で用意するものとする。なお、パソコンについては、各参加事業者で用意すること。
- ・実施日 令和元年5月28日（火）午前10時から
- ・実施場所 館山市役所内会議室（住所：館山市北条1145-1）
 ※会場の場所等詳細は、審査に参加する事業者に追って通知する。

1.3 業者選定結果の通知

選定結果を電子メールにより通知した上で、結果通知書（様式6）を郵送する。

(1) 通知予定日

令和元年5月30日（木）

(2) 審査の内容についての問合せには一切応じないものとする。また審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

1.4 選定結果の公表

選定結果については、下記のとおり公表する。

(1) 公表事項

参加事業者名（受託候補者のみ）、各評価項目得点、合計得点 等

(2) 公表方法

館山市公式ホームページ内に掲載する。

1.5 契約の締結

(1) 受託候補者と業務の詳細を協議の上、契約を締結する。

（地方自治法施行令第167条の2第2項による随意契約）

(2) 受託候補者に事故があり、契約締結が不可能となった場合又は受託候補者との協議が整わない場合、次点者と業務の詳細等を協議のうえ、契約を締結する。なお、受託候補者と契約が締結された場合、次点者へ速やかに連絡する。

(3) 契約に係る前払金の支払は行わない。

1.6 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。

- ・提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
- ・本要領4の参加資格を満たしていないと判断される場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・見積額が提案上限額を超えている場合
- ・プレゼンテーション審査に理由なく欠席した場合

- ・ 選考の公平性を害する行為があった場合
 - ・ 前各号に定めるものの他に、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合
- (2) 参加意向申出書及び提案書の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する必要経費は、すべて当該提案者の負担とする。
 - (3) 提出書類は、返却しない。
 - (4) 参加意向申出書及び提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
 - (5) 提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、了解なく公表し、又は使用してはならない。
 - (6) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、館山市情報公開条例に準じ、提出書類を公開することがある。
 - (7) 提案者が一者でも、受託候補者の選定を行う。ただし、価格評価点（30点、自動計算）を除く評価項目の点数（70点）について、審査委員全員の平均点が42点（平均的な内容）以上となった場合に限る。
 - (8) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

17 担当部局及び書類等提出先

〒294-8601

千葉県館山市北条 1145-1

館山市総合政策部企画課 公共交通係

電話：0470-22-3163 FAX：0470-23-3115

E-mail：kikakuka@city.tateyama.chiba.jp